

## 平成 21 年度第 1 回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 21 年 6 月 30 日 (月) 午前 10 時～12 時
- 2 開催場所 練馬区役所 西庁舎 8 階 理事者控室
- 3 出席者  
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員  
区 副区長 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、工事課長  
公園緑地課長、施設課長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者数 なし
- 5 議事  
(1) 審議案件  
平成 20 年度後期入札案件の参加資格設定経過等について  
(2) 報告事項  
入札契約制度における経済不況への緊急対策について (平成 20 年 12 月)  
入札契約における緊急経済対策の拡充について (平成 21 年 3 月)  
平成 20 年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について

## 6 会議の内容

### ■委員委嘱

副区長より松井委員、峯岸委員、明円委員の 3 委員を委嘱。

### ■委員長の選出

委員の互選により、松井委員を委員長として選出。

### ■前回議事録の確認

→全委員了承。

### ●抽出案件の説明

(委員)

当番委員である私より、今回の抽出案件 7 件について、抽出理由を説明する。

- 1 練馬区立石神井図書館耐震補強および大規模改修工事  
練馬区立石神井図書館耐震補強および大規模改修電気設備工事  
練馬区立石神井図書館耐震補強および大規模改修機械設備工事

抽出理由は、高額の議会審議案件であり、また、建築工事では辞退者が多い、電気工事では、くじ引きで落札者が決定している、以上の契約の流れを、参考までに伺いたいというもの。

2 街路灯新設改良工事（単価契約）その3

抽出理由は、工事の単価契約については、どのような場合に単価契約となるかを伺いたいというもの。

3 土壌汚染除去および雨水流出抑制工事

抽出理由は、区外業者が落札した経過について確認したいというもの。

4 光が丘歩道橋（てんびん橋）補強工事

抽出理由は、落札率が99.99%であるため、経過を確認したいというもの。

5 地区計画道路整備工事（その2）

抽出理由は、公募指名方式を採用した理由・経過について確認したいというもの。

6 練馬区光が丘区民センター中央監視装置改修工事

抽出理由は、随意契約となった理由について確認したいというもの。

7 練馬区水防用観測カメラ設置工事

抽出理由は、不調となった経過について確認したいというもの。

以上7件である。

●抽出案件1

練馬区立石神井図書館耐震補強および大規模改修工事

練馬区立石神井図書館耐震補強および大規模改修電気設備工事

練馬区立石神井図書館耐震補強および大規模改修機械設備工事

（経理用地課長）

地方自治法等の規定により、予定価格が1億8,000万円を超える案件については、議会の議決が必要となっている。また、これらの案件については、建設共同企業体（JV）での発注を行っている。

建築工事については、入札参加者が8者、うち辞退者が6者であった。

入札参加者数、辞退者数に関して、補充資料を作成したので参照いただきたい。

特に今年度の建築工事においては、辞退者が多発した案件が複数あり、実入札者数が1社ないし2社となった案件も見受けられる。今年度は、案件数が例年と比較してかなり多いため、このような辞退状況となったものと思われる。

このような状況から、区では、建築工事の議決案件に参加した事業者に対してヒアリングを行った。各事業者とも、積算スタッフ数や配置技術者数の関係から、全ての案件に対応することは困難であるため、参加申込み後、案件の絞込みを行い、一部の案件に入札をしたとのことであった。練馬区内の事業者の規模であれば、1社あたりで2～3件が精一杯であると言う事業者もあった。

電気工事については、「くじ」となったが、当時、最低制限価格の上限は80%であり、それを下回ると失格となる可能性があったため、複数の事業者が80%付近に最低制限価格が設定されていると推定したうえで、80%の入札をしたものと推測される。

給排水衛生工事についても同様に、落札額は80%となっている。

(委員)

各事業者は、自ら希望して入札に参加しているはず。そのうえで辞退ということになるわけだが、辞退によるペナルティはあるのか？

(経理用地課長)

ペナルティは、ない。

手続きは、入札参加申込み後、区から詳細な設計図書等を配付する流れとなっており、その後に各参加者が入札するかしないかを自ら判断している。

一般競争入札という制度としては、広く参加を募っており、国の判断でも、1者による入札も、競争の結果として有効とされている。

(委員)

予定価格を公表しているのであれば、設計価格が厳しいということは考えられないのか。

(施設管理課長)

当時は、リーマンショックと呼ばれた世界不況の時期と重なっており、急激な単価の改定に追いつかない部分もあったが、設計においては、できるだけ最新の単価を採用しており、この案件で、特に、施工業者から厳しいという話は出てはいない。

(委員)

80%の落札率についてであるが、事業者側も、過去の落札状況から、ある程度、区の設定する最低制限価格を推測しているのではないかと。

(経理用地課長)

新聞報道によると、東京都においても、平成 19 年度の入札の 11%が最低制限価格と思われる価格帯で「くじ」により落札されており、練馬区の入札においても、同様の推測もありうるものとする。

(委員)

電気設備において 5 社による「くじ」となっているが、このような多数者による「くじ」はよくあることなのか。

(経理用地課長)

「5 社」というのは比較的多いが、他の案件においても複数者による「くじ」は発生している。

(委員)

耐震工事のような同種工事を同時期に発注しているようであるが、発注のスケジュールを全体的に見直し、分散させることで、より、競争性が高まるのではないかと考える。

(経理用地課長)

特に耐震工事については、学校の夏休み時期に合わせることもあり、この時期に発注が集中してしまう。

(施設管理課長)

参加申込み後の辞退については、特に建築工事は、電気工事や機械工事に比べて、積算工種が多岐に渡っており、より多くの積算労力・コストを要するため、事業者側の吟味・辞退の機会を奪ってしまうのは、難しいものとする。

(総務部長)

建築工事について、実入札者が 1 社である案件が、20 年度は耐震工事に集中していたが、21 年度はその傾向は見られない。耐震工事は、鋼材価格の占める割合が高く、昨年の鋼材価格の高騰が影響しているものも考えられる。

一方、21 年度は、区内優先発注枠を拡大し、結果として対象案件が増え、区内業者の受注体制が追いつかず、辞退につながっていることも想定される。

国の見解でも、一般競争入札における 1 者入札は、広く門戸を開いた結果であるため、競争性は保たれているとされているが、区として、決してこの状態が好ましいと考えては

いない。

(経理用地課長)

→資料5 (入札契約制度における経済不況への緊急対策について) および資料6 (入札契約における緊急経済対策の拡充について) の概要を説明。

★委員会最終意見

入札手続きとしては、問題なく実施されていると判断する。

ただし、入札参加者・辞退者の状況を見ると、区内業者の育成に配慮した制度改正が図られている一方で、基本原則である競争性の確保についても更なる充実が必要であると考えられる。引き続き、入札制度の改善を検討願いたい。

●抽出案件2

街路灯新設改良工事 (単価契約) その3

(経理用地課長)

区内各所の街路灯の新設、ランプの交換等を行うもの。あらかじめ工事場所、箇所数が定まっている工事ではなく、住民からの要請を受けて施工するものであるため、単価契約としている。

(委員)

工事の場所は、当初は何も決まっていないのか。

(工事課長)

練馬区全体の街路灯を対象としており、電球の球切れ等で住民から連絡のあった場所に対応するので、あらかじめ特定することはできない。

(委員)

推定限度額の定め方は、どのようになっているのか。

(工事課長)

毎年度の工事箇所数の傾向から、おおよその箇所数を想定し、積み上げている。

(委員)

入札金額は、どのような額で行うのか。

(工事課長)

39 工種の各単価金額を合計した額で入札を行っている。

(委員)

この工事は、毎年行うのか。

(工事課長)

通年の工事であるが、4ヶ月ごとに入札を行って落札業者を決めている。工事対象は練馬区全域である。

★委員会最終意見

入札手続きは、適切に実施されている。

●抽出案件 3

土壌汚染除去および雨水流出抑制工事

(経理用地課長)

公園設置予定地について、土壌汚染除去および雨水流出抑制のための貯留施設を設置するもの。昨年の入札当時は、区内業者優先発注基準額が1億円であったため、予定価格が1億円を超える本件は、区外業者の参加も可能であった。

(委員)

土壌汚染とは、どういうものか。また、取得時の瑕疵担保責任についてはどうか。

(経理用地課長)

この場所は、過去、メッキ工場があり、区が公園予定地として買収した。買収した時点では、当時の汚染基準値を満たしているものであったが、その後、基準値が厳しくなり、除去が必要となったものである。

★委員会最終意見

入札手続きは、適切に実施されている。

●抽出案件 4

光が丘歩道橋（てんびん橋）補強工事

(経理用地課長)

耐震調査後、補強が必要された歩道橋について橋脚補強工事を行うもの。本件は、予定価格が事前公表されている案件であるため、1万円未満の端数を切った99.99%という入札金額も、想定される。

(委員)

このように1者のみが金額を入れた場合でも、競争入札といえるのか。

(経理用地課長)

国の指導の中では、一般競争入札においては、広く参加者を募っており、1者のみの入札でも競争性は担保され、有効とされている。しかしながら、区としては決して望ましい状態ではないと考えている。

(総務部長)

今回の案件は、一般競争入札ではあるが、参加者を区内事業者に限定している。この点については、審議案件1のご意見も踏まえて、今後検討していきたいと考えている。

(委員)

辞退者それぞれにヒアリングを行うことできないか。

(経理用地課長)

今年度、議会審議の対象となった案件に参加した建築工事業者に対しては、ヒアリングを行ったが、全ての案件についてヒアリングを行うことは難しい。

(委員)

最低入札参加者数については、どのように決められているのか。

(経理用地課長)

3者以上の参加者で入札が成立するものとしており、2者以下の場合は入札を中止することとなる。なお、議会案件として建設共同企業体での参加を条件としている案件については、組み合わせが限定されていることから3者以上ではなく2者以上としている。

#### ★委員会最終意見

今回の入札手続きは、適切に実施されている。

ただし、本件と同様に1者のみ入札となり、また、落札率が高いような案件については、必要に応じて参加者へのヒアリングを行うことも検討する必要がある。

●抽出案件5

地区計画道路整備工事（その2）

（経理用地課長）

地区計画の中で、地権者から寄付を受けた土地を、道路として整備するもの。現在、区では2,000万円を超えるものは一般競争入札、2,000万円を下回る案件については、公募型の指名競争入札を採用しており、本件は公募型指名競争入札となったものである。なお、参加者数については、極端に少ない場合は、任意での指名も行っている。

★委員会最終意見

入札手続きは、適切に実施されている。

●抽出案件6

練馬区光が丘区民センター中央監視装置改修工事

（経理用地課長）

空調機器や排水ポンプを制御する監視システムを入れ替える工事について、製造元のグループ企業以外では調整・部品調達ができないため、随意契約を行ったものである。自治法上は、一般競争入札が原則であるが、競争入札ができない場合については、随意契約が認められている。

（委員）

中央監視装置とは、どんなものか。

（施設管理課長）

大規模な建物では、ボイラー等の熱源を必要ところに適宜配分する必要があり、それを一括で制御する装置である。

（委員）

「〇〇社製の中央監視装置で、その部品が必要である」という旨を明示して、入札を行うことはできないのか。

（施設管理課長）

一般的に、このような装置については、他社との競争、技術情報の保持の面から、自社製品をグループ企業以外に供給することを避ける傾向が強く、入札になじまないと考えられる。



(委員)

それでは、装置を導入する当初から、そのような事を考えて導入する必要があるのではないか。

(施設管理課長)

当初の装置導入時には、競争のもと導入している。

(委員)

エレベーターの工事については、どうか。

(施設管理課長)

エレベータについては、過去に、競争性の確保の観点から、製造者以外の事業者にも保守を委託した経過もあった。しかし、数年前に港区で発生したエレベータ事故を受け、製造者に責任を持って保守対応してもらおう形をとっている。

(委員)

このような随意契約の場合の積算は、どのように行うのか。

(施設管理課長)

当該会社からの見積り内容について、他の同種工事の見積りと比較するとともに、区で算定が可能な部分については、積算を積み上げて、適切な額であることを確認している。

(委員)

他社へ見積りを依頼することはできないのか。

(経理用地課長)

案件内容によって、他社で見積れるもの、見積れないものがある。

★委員会最終意見

今回の入札手続きは、適切に実施されている。

他社での見積りが可能な案件については、比較検討を行い、積算を行うことが望ましい。

●抽出案件7

練馬区水防用観測カメラ設置工事

(経理用地課長)

カメラ設置工事について、3回の入札を行ったが、全ての参加者が、予定価格を上回った。自治法上、再度の入札を行っても落札者が無い場合は、随意契約（不調随意契約）ができることとされており、入札で最低金額を提示した事業者と交渉し、予定価格の範囲内で随意契約を行ったもの。

★委員会最終意見

入札手続きは、適切に実施されている。

●報告事項

(契約係長)

→資料7に基づき、平成20年度後期の契約件数統計を報告。

(契約係長)

→資料8に基づき、平成20年度後期の指名停止措置状況を報告。

●次回開催日程

平成21年9月7日（月）午前10時から

以上